

10. 雇用の促進について

3) 障害者就業・生活支援センター事業

就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関(公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等)との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

【担当】胆振日高 障がい者就業・生活支援センター すて〜じ 電話 0142-82-3930